

第69号議案

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、令和4年3月31日付けで小野市が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、同条第2項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議決を求める。

令和3年9月1日提出

加東市長 安田正義

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇市 小野市」を「西脇市」に改める。

第5条第1項中「8人」を「6人」に改める。

第7条第1項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

第69号議案 要旨

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

令和4年3月31日をもって小野市が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園から脱退することに伴い、規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

小野市が脱退することに伴い、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園の構成団体、組合議会の議員の定数及び副管理者の人数を変更すること。

3 施行期日 令和4年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の各市（以下「関係市」という。）をもって組織する。</p> <p><u>西脇市</u> <u>小野市</u> 加西市 加東市</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>8人</u>とし、関係市の議会の議員のうちからそれぞれ2人関係市の議会において選挙された者をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(執行機関)</p> <p>第7条 組合に管理者1人、副管理者<u>3人</u>及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の各市（以下「関係市」という。）をもって組織する。</p> <p><u>西脇市</u> _____ 加西市 加東市</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>6人</u>とし、関係市の議会の議員のうちからそれぞれ2人関係市の議会において選挙された者をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(執行機関)</p> <p>第7条 組合に管理者1人、副管理者<u>2人</u>及び会計管理者1人を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>